

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準）の一部を次のように改正する。

令和四年九月十四日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

第三 講習科目及び講習時間

一 特種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
[略]	[略]
消防用設備等概論	
イ 消防用設備等の概論	二時間
ロ 点検における保安に関する要点	[略]
[略]	[略]

二 第一種又は第二種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習科目	講習時間
[略]	[略]
消防用設備等の点検要領及び点検における保安に関する要点	六時間

〔三・四 略〕

第四 講習科目の一部免除

一 特種の講習については、第三第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
第一種及び第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論（点検における保安に関する要点を除く。）
規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれ	

第三 〔同上〕

一 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕

二 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
消防用設備等の点検要領	〔同上〕

〔三・四 同上〕

第四 〔同上〕

一 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論
〔同上〕	

か、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者

〔略〕

〔略〕

〔二 略〕

第七 再講習科目及び再講習時間

一 特種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

再講習科目	再講習時間
〔一〕 略	〔略〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 略	四時間
〔二〕 点検における保安に関する要点	再講習時間

二 第一種又は第二種の再講習は、次の表の上欄に掲げる再講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる再講習時間を基準として行うものとする。

再講習科目	再講習時間
〔一〕 略	〔略〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 略	四時間
〔二〕 点検における保安に関する要点	再講習時間

〔同上〕

〔同上〕

〔二 同上〕

第七 〔同上〕

一 〔同上〕

再講習科目	再講習時間
〔一〕 同上	〔同上〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 同上	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕

二 〔同上〕

再講習科目	再講習時間
〔一〕 同上	〔同上〕
(二) 点検実務 〔イ〕ハ 同上	〔同上〕
〔新設〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。